

## 第3章 建築物の耐震化目標を達成するための施策

### 1. 取り組み方針

平成27年度末までの限られた期間で耐震改修の目標を達成するためには、市、建築物所有者等（所有者等）、建築関係技術者、住宅・建築関係団体、自治会・自主防災組織等（自治会等）は、各々の役割を持って連携を図りながら耐震診断及び耐震改修を進める必要がある。

また、民間建築物に対する県及び浜田市による支援（公助）は、民間の取り組みがうまく機能するように必要な情報提供と適切な誘導に努め、また民間では十分対応されにくい分野等を補完するものとして、それぞれの役割分担をして耐震化の促進に努めていく。

#### 基本原則

耐震診断及び耐震改修は、その所有者が自らの命は自ら守り（自助）、地域社会が自らの地域は自ら守る（共助）という認識で行うものとする。

### 2. 耐震化促進における役割分担

以下に示す役割分担のもと、それぞれの立場で責任を持って耐震改修を行っていく。

実施主体	役割分担の内容
浜田市	<p>地域の実情に応じ、建築物の耐震化促進のため、県及び建築関係団体と連携をとりながら以下の施策を行っていくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 耐震診断及び耐震改修を促進するための計画の策定<ul style="list-style-type: none"><li>・ 計画の策定及び見直し</li></ul></li><li>② 耐震改修等の実施及び促進<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市有建築物の耐震改修等の計画的な実施</li><li>・ 民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進</li><li>・ 耐震改修の必要な建築物の設定及び耐震改修等の誘導</li><li>・ 耐震診断等に対する専門家の派遣や各種補助事業の実施の他、税制補助のための証明等</li><li>・ 避難経路の設定</li></ul></li><li>③ 建築物所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供等<ul style="list-style-type: none"><li>・ 耐震診断・耐震改修等の相談窓口の設置、運営</li><li>・ 建築物所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供等</li><li>・ 自治会組織との連携</li><li>・ 既存の防災マップの充実</li></ul></li><li>④ 県、建築関係団体との連携<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県、建築関係団体との連携体制の構築</li></ul></li></ul>

<p>建築物所有者</p>	<p>建築物の耐震化の促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自らが所有・管理する建築物の耐震性を確認するための耐震診断の実施</li> <li>・ 耐震診断の結果を踏まえた建替、耐震改修の実施</li> </ul>
<p>建築関係技術者</p>	<p>専門的知識を有する建築関係技術者として、県や市が実施する耐震改修等を促進するための施策への協力や、建築物所有者への適切なアドバイス等、以下のことを実施していくものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 建築物所有者等に対する普及啓発、情報提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅の増改築等に伴う耐震構造への啓発</li> <li>・ 建築物所有者等に対する耐震性向上に関する適切な助言</li> </ul> </li> <li>② 耐震改修等の実施</li> <li>③ 技術の向上、研鑽 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震診断・耐震改修等の講習会等の受講、受講者名簿への登録</li> <li>・ 耐震診断・耐震改修等に関する最新技術の習得や、建築関係者間の相互交流などによる意見交換など</li> </ul> </li> </ol>
<p>住宅・建築関係団体</p>	<p>市が実施する建築物耐震化を促進するための施策協力、中立的な立場から建築物所有者等へ適切なアドバイス、及び建築物所有者等、建築関係技術者及び行政等と連携し、以下のことを実施していくものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 建築物所有者等に対する普及啓発、情報提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅リフォームに伴う耐震化対策への誘導</li> <li>・ 耐震改修等相談窓口の設置・運営</li> <li>・ 耐震講習会等の実施</li> </ul> </li> <li>② 技術者の養成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震診断・耐震改修等に関する研修の実施</li> </ul> </li> <li>③ 耐震診断業務の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震診断を行うものに対する情報提供</li> </ul> </li> <li>④ 県、市との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震診断・耐震改修促進のため県、市への協力</li> </ul> </li> </ol>
<p>自治会等</p>	<p>建築物耐震化の促進については、地域自らの問題として自治会等は、以下のことを実施していくものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 普及啓発、情報提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の耐震性向上のための自治活動等、家具の転倒対策、ブロック塀の転倒対策等の実施</li> </ul> </li> </ol>

### 3. 施策の実施方針

平成 20 年度末において住宅の耐震化率が 63.3%から、7 年後の平成 27 年度末までに 90%とする目標を達成するためには、これまでの耐震改修実績を遥かにしのぐペースで耐震改修工事を行う必要がある。

耐震化促進のためには、所有者等が自らの問題として取り組むことが必要である。市は、こうした取り組みを支援するために、県と連携して耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備や、負担軽減のために制度の創設を検討することなどにより耐震化を進めていくものとする。

#### 浜田市 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な実施方針

- (1) 建築物耐震化における重点地区設定の検討
  - 1) 優先的に耐震化すべき建築物の設定
  - 2) 重点的に耐震化すべき区域の設定
  - 3) 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定
  - 4) 避難路等の現状把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備
- (2) 耐震診断・改修促進を図るための施策検討
  - 1) 耐震診断における支援策
  - 2) 耐震改修における支援策
  - 3) 安心して耐震改修できる環境整備
  - 4) 地震時の総合的な安全対策
  - 5) 地震に伴う土砂災害等による建築物の被害軽減
- (3) 地震に対する安全性の向上に向けた啓発及び知識の普及に関する施策
  - 1) 既存防災マップの内容充実
  - 2) 相談体制の整備、情報提供の充実
  - 3) パンフレットの作成・配布、講習会等の開催
  - 4) リフォームに伴う耐震改修の誘導策
  - 5) 自治会等との連携・取組支援
  - 6) 防災教育の普及促進
- (4) 所管行政庁との連携に関する事項
- (5) その他耐震診断及び耐震改修促進に関する必要な施策
  - 1) 関係団体による協議会の設置・協議会における事業の概要
  - 2) 地震保険の加入促進
  - 3) 耐震診断・耐震改修マーク表示制度の普及
  - 4) 住宅性能表示制度の活用促進

※実施方針を行動に移すため、関係部署が連携し、役割毎に行動計画を立て推進していく体制を作る。

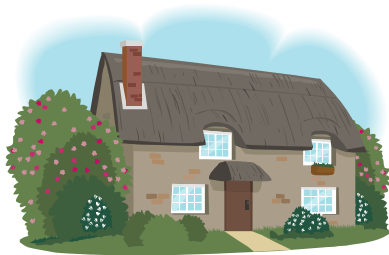
### 3-1. 建築物耐震化における重点地区設定の検討

#### (1) 優先的に耐震化すべき建築物の設定

地震災害による被害の最小化及び地震災害発生後の避難・救助・医療活動などの応急対策において必要な施設機能の確保を図る観点から、次の建築物については優先的に耐震化を進めていくものとする。

このうち「倒壊などで被害を受けやすい高齢者が居住する住宅」については、少子高齢化がすすんでいる昨今の社会的状況を考えると、増加すること予想される。このような住宅に対して、被害を少なくするためには自治会や周辺住民の協力、高齢者のいる家族に対して耐震化に対する啓発をしていく必要がある。

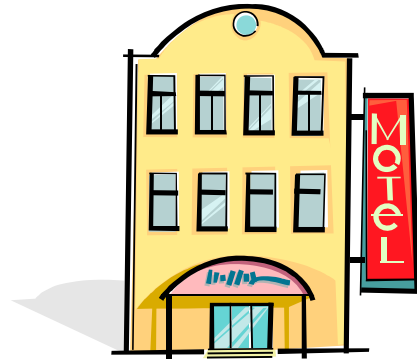
- ・倒壊などで被害を受けやすい高齢者が居住する住宅



- ・庁舎・避難所・病院などの災害対策の拠点となる施設



- ・店舗・ホテル・集会場・飲食店などの不特定多数のものが利用する施設



- ・災害時に必ず確保すべき緊急輸送道路を閉塞するおそれがある建築物



#### (2) 重点的に耐震化すべき区域の設定

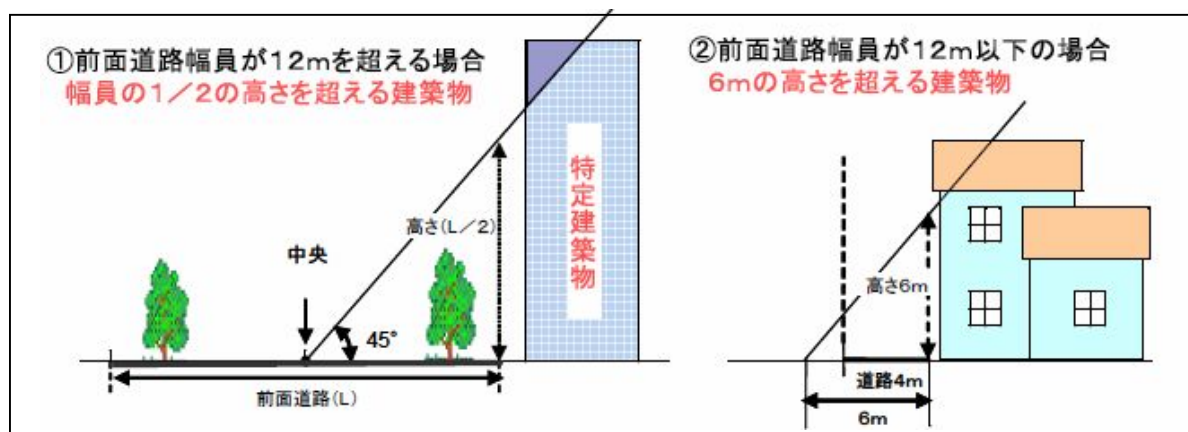
地震災害による周辺地域への被害拡大の防止及び地震災害発生後の避難・救助・医療活動など応急対策の円滑化を図る観点から、次の区域を設定し、重点的に耐震化をすすめる。

- ・ 避難・救助活動が困難で延焼拡大の危険性がある老朽木造住宅密集区域
- ・ 災害拠点施設の機能を確保するために必要となる周辺区域

### (3) 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき、『地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物で一定の高さ以上のもの』については、所有者がその建築物の耐震化を図る必要がある。(下図参照)

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物で一定の高さ以上のもの



島根県では、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」において、緊急輸送を確保するため必要な道路（緊急輸送道路）を定めている。緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能するものとして定められている。

本市では島根県緊急輸送道路ネットワークに定められた道路の他に、人口集中地域、密集市街地における地震時の避難路を確保するために、有事に対応できるよう道路の幅員や道路周辺の建築物の耐震化状況など調査を行い路線の指定に向けて検討していく。また、避難できた人達が生活に困らないよう、ホームセンターや救援物資集積地など生活物資を調達するための通路についても検討していく。

今後、浜田市が独自で定めた道路は、県計画に定める耐震改修促進法第5条第3項第1号に規定する道路と同等のものとなる。

### (4) 避難路等の現状把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備

避難地や防災拠点施設等に通じる避難路及びこの避難路に通じる狭隘な街路等の幅員を調査し、避難路等沿道住宅・建築物耐震化基礎資料として整備していく。これに基づき、これらの道路等を閉塞する恐れのある住宅・建築物について耐震診断及び耐震改修の促進を図っていく。

### 3-2. 耐震診断・改修促進を図るための施策検討

平成 27 年度までに耐震化率を目標数値までに引き上げるためには、昭和 56 年 5 月以前に建築された耐震性が不十分な建築物の耐震改修を促進させる必要がある。

昭和 56 年 5 月以前の建築物の中には、耐震性を有する建築物もあると想定されるものの、耐震診断を行っていないために、その実態が不明確である。これにより、耐震性の判定がされずに耐震改修や建替えが促進していないと推測される。

また、平成 18 年度に島根県が実施したアンケート調査結果や、県計画案に係る意見募集によると、建築物所有者自らの資金で行うことは限界があり、耐震診断・耐震改修を行うための助成制度の創設が求められている。

このため、耐震診断及び耐震改修をより一層促進するために、県と協力して助成制度を検討することにより、住宅・建築物の耐震化の促進を図っていく。

#### (1) 耐震診断・耐震改修における支援策

浜田市木造住宅耐震化等促進事業補助制度の内容を下記に示す。

##### 助成事業の内容

事業区分	概要	補助内容
耐震診断事業	耐震性の有無について、建築士に診断してもらう。	浜田市内に所在する昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅で、2 階建て以下のものを対象とし、建築士などが耐震診断を行なった住宅に対し、その耐震診断費用の 9 割（上限 45,000 円）を助成する。
補強計画策定事業	耐震診断の結果、耐震性なしと判断された場合に、補強方法を検討する。	対象経費の 2/3 を助成する。ただし、木造住宅 1 棟あたり 400,000 円を限度とする。
耐震改修事業	策定された補強計画に基づき、耐震改修工事を行う。	対象経費の 23%を助成する。ただし木造住宅 1 棟あたり 800,000 円を限度とする。
解体助成事業	耐震診断の結果、耐震性なしと判断された場合に、建物全部を解体する。	対象経費の 23%を助成する。ただし、木造住宅 1 棟あたり 400,000 円を限度とする。

島根県では、「島根県木造住宅耐震改修等事業費補助制度」を創設している。この制度は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着工された木造住宅のうち、耐震診断により「倒壊する可能性がある」と判断されたものを補助対象建築物として、耐震改修及び解体に要する助成、補強計画策定に要する助成をするものである。

島根県の制度概要について示す。

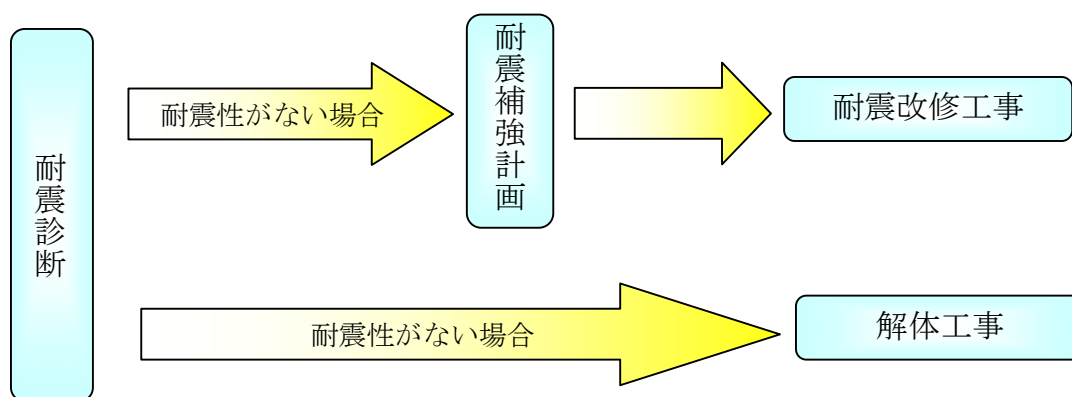
【島根県木造住宅耐震改修等事業費補助制度】（参考）

概要：耐震性の低い木造住宅の耐震改修の促進を図るため、木造住宅の改修等に要する費用を補助

事業主体：市町村 補助率：1/4

上限額：耐震改修費：200 千円 解体費：100 千円 補強計画策定費：100 千円

【耐震診断～耐震改修までのフロー】



(2) その他の支援策紹介

1) 耐震改修による固定資産税額の減額について

要件：昭和 57 年 1 月 1 日以前に建築された住宅について、平成 18 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に耐震基準に適合する耐震改修（1 戸当たりの改修費用が 30 万円以上であること）をしたものにかぎる

減額期間：耐震改修工事が完了した日が属する年度の翌年度分から、次の表に示す期間に適用

工事完了時期	減額期間
平成 18 年 1 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日までに改修した場合	3 年度分
平成 22 年 1 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日までに改修した場合	2 年度分
平成 25 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までに改修した場合	1 年度分

対象範囲：減額の対象となるのは、1戸当たり120平方メートル相当分まで

床面積	減額率
1戸当たりの床面積が120平方メートル以下のもの	税額の1/2
1戸当たりの床面積が120平方メートル以上のもの	120平方メートル分の 税額の1/2

## 2) 耐震改修による所得税額の特別控除について

概要：旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震規準）により建築された住宅の耐震改修を行った場合に、税額控除対象金額（上限：200万円）の10%をその年度分の所得税額から控除する。（適用期限：平成21年1月1日～平成25年12月31日）

金額：税額控除の対象となる金額は、改修に要した費用の額と、改修に係る標準的な工事費用相当額（※）とのいずれか少ない金額とする。

※標準的な工事費用相当額：改修工事の種類ごとに標準的な工事費用の額として定められた単価に、当該改修工事を行った床面積等に乗じて計算した金額

## 3) 耐震改修に対する融資制度

耐震改修に対する融資制度には、住宅金融支援機構による制度がある。

	種類	対象・その他
住宅金融支援機構	リフォーム融資	<p>耐震改修 都道府県や市区町村の認定を受けた耐震改修計画に従って行う工事が対象となる。</p> <p>耐震補強 機構の定める耐震性に関する基準に適合するよう行う工事</p> <p>基本融資額 1000万円（住宅部分の工事費が上限）</p> <p>金利 固定金利（申し込み時の金利が適用）</p>
	賃貸住宅リフォームローン	<p>対象：1、耐火構造又は準耐火構造 2、次のいずれかの建て方 ・共同建て ・2階建て以上の重ね建て ・連続建て</p> <p>融資限度額（1戸あたり）</p> <p>増築、改築、設備の改築工事 10,000千円</p> <p>修繕等の工事 10,000千円 or 5,000千円</p> <p>金利 返済期間10年と20年によって異なる</p>

参考 Web ページ <http://www.jhf.go.jp/>

### (3) 安心して耐震改修できる環境整備

#### 1) 住民への情報提供

- ・啓発用リーフレットや耐震改修事例集の活用

地震被害の状況や耐震診断問診表、安心できる住まい方の提案等を掲載したリーフレットや、リフォームにあわせた住宅の耐震改修方法を紹介する事例集を相談窓口を設置する。

- ・優良技術者、優良事業者の紹介

建築関係団体と連携し、優良なリフォーム事業者、技術者情報の閲覧ができる仕組みの構築を目標とする。

#### 2) 相談窓口の設置

耐震診断・改修など、住宅・建築物の耐震化についての相談を適切に対応するため、耐震相談窓口を設置していく。

#### 3) 行動計画を定めた推進体制

実施方針を行動に移すため、関係部署が集まり役割毎に行動計画を推進していく体制作りを行っていく。

### (4) 地震時の総合的な安全対策

#### 1) 窓ガラス等の落下防止対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震における窓ガラスの落下による人身事故の発生を受け、窓ガラスの固定方法が建築基準法関連告示で改正された。

その後、平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震において、繁華街にある既存不適格の商業施設の窓ガラスが落下したことにより、この問題が再認識された。

このため、改正前の固定方法による窓ガラスを有する建築物の所有者、管理者に対して、点検を通じ改善をするように促していく。

#### 2) ブロック塀の倒壊対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震において、ブロック塀の倒壊により死傷者が出たことによりブロック塀に関する基準が改正された。

ブロック塀は、住宅密集地に設置される事例が多く、地震時に倒壊した場合、人的被害の発生や道路を遮断することにより、緊急車両の通行が難しくなるおそれがある。そのためブロック塀について対策を講じる必要があるため、自治会等の組織を通じブロック塀の安全対策についての周知や、自治会等による危険マップの作成に対し、市が協力を行うなど危害防止対策を講じる必要がある。

また、ブロック塀の代わりに生け垣等を設置するなど、地震時に倒壊しないような工法への転換を啓発していく。



阪神・淡路大震災記念 人と未来防災センター 提供資料

浜田市では平成 14 年度から「浜田市緑と花の沿道推進事業」に取り組んでいる。この事業は用途地域内において沿道に生垣や花壇、庭園を設置するものや、ブロック塀等を除去する工事に要する費用の一部を助成するものである。平成 21 年 3 月末現在で 65 件の実績がある。  
補助の内容：限度額 10 万円（補助率：約 1/2）

### 3) 大規模建築物における天井崩壊対策

平成 14 年に発生した芸予地震により、学校の体育館の天井が崩壊したことを受けて、天井の揺れ止めの設置やクリアランスなどに関する基準（「大規模建築物の天井崩壊対策について（技術基準）」（平成 15 年 10 月 15 日付け国住指発第 2402 号））が作成された。

その後、平成 17 年 8 月の宮城県沖地震において、技術基準に適合していない屋内プールの天井が崩壊し、負傷者が出たことを受け、体育館などの大規模空間を有する建築物について国から再度技術基準への適合が求められた。

このため、技術基準に適合していない建築物については、点検、改修を通じて技術基準に適合するように既存建築物の所有者・管理者に対して県と協力して促していき、地震時に対して備えを行っていく。

### 4) 地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止対策

平成 17 年 7 月に発生した千葉県北西部を震源とする地震においては、エレベーターの故障・損傷等や閉じ込め事故が発生したことを踏まえ、エレベーターの地震対策について早急に取り組む必要があると提言された。

この地震では、人身危害の可能性のある故障・損傷も報告されているが、1998 年以降の「昇降機耐震設計・施行指針」（以下「新指針」という。）に基づいたエレベーターでの故障等は発生していなかったことが報告されている。

このため、新指針に適合しない既存エレベーターの建築物所有者等に対して、新指針と同等の耐震化を図る改修・改善等を行うよう啓発するとともに、閉じ込め事故防止のため P 波感知型地震時管制運転装置（地震発生時にエレベーターを安全に制御し、閉じ込め事故等を防止するための装置）の設置も合わせて県と協力し促していく。

注) 昇降機耐震設計・施行指針

建設省（現国土交通省）から委託を受けた（財）日本建築センターに設置された「昇降機耐震設計・施行指針検討委員会」が昇降機の耐震設計・施行について一般的な指針を定めたもの。

5) 家具の転倒防止策の促進

近年の大規模地震では、住宅の倒壊によるものだけでなく、建物のゆれにより住宅内に配置している家具や家電製品の転倒により死者や負傷者など多くの被害が発生している。このような状況を踏まえ、浜田市は建築関係団体や有識者等と協力して、効率的な家具の転倒防止策について身近なことから始める事ができるつっぱり棒や粘着性の素材を使用した補強器具の設置などの情報提供を行い、市民に対して周知を行っていく。

特に、高齢者にとっては致命的な問題となることから、居間や寝室など滞在時間の長い部屋の安全対策が実施されるよう、自治会等を通じて啓発をおこなっていく。

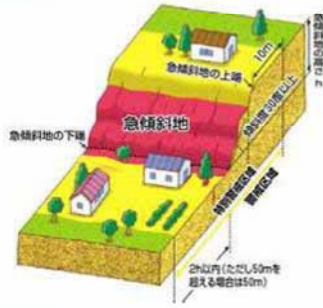
**(5) 地震に伴う土砂災害等による建築物の被害軽減**

土砂災害として山崩れ、がけ崩れ、地すべり、土石流、落石などが挙げられる。これらの現象を整理すると、斜面崩壊（落下により移動）、地すべり（滑動）、土石流（流動）に区分される。これらの土砂災害を引き起こす原因として、降雨、融雪、地震等がある。洪水等と比べ、ひとたび土砂災害が発生すると周辺の市民、施設等に対し、多大な人的・物的被害をもたらす危険性がある。昨今において、各地で豪雨災害が発生している状況であり、浜田市においても例外ではない。土砂災害は豪雨によるものだけでなく、地震により起こることもある。近年の例として2008年6月14日に起こった岩手宮城内陸地震が挙げられる。

平成13年に制定された「土砂災害防止法」の下、島根県の基礎調査の結果、浜田市全域でおよそ4,000箇所が土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）に指定されている。また、今後建築物の損壊が生じ、住民に著しい被害が生じる地域（土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン））の指定も検討されている。

このような情報を住民に開示し災害に対する危険の周知を図るとともに、相談窓口を通じて住民との相談に応じていく。地震に伴う土砂災害の恐れがある危険な区域における住宅対策や支援について、既存住宅の移転促進等のソフト対策などを推進していく。

**急傾斜地の崩壊**  
 ※傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象



**土石流**  
 ※山腹が崩壊して生じた土石等または溪流の土石等が一体となって硫化する自然現象



**地すべり**  
 ※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象

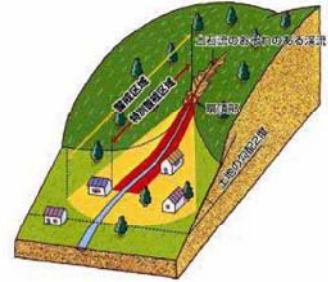
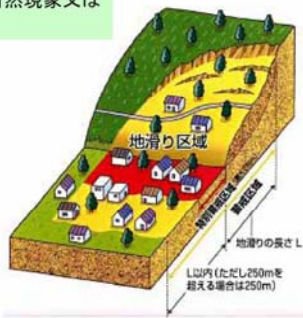


図 3-1 土砂災害防止法指定地区

### 3-3. 地震に対する安全性の向上に向けた啓発及び知識の普及に関する施策

#### (1) 既存防災マップの内容充実

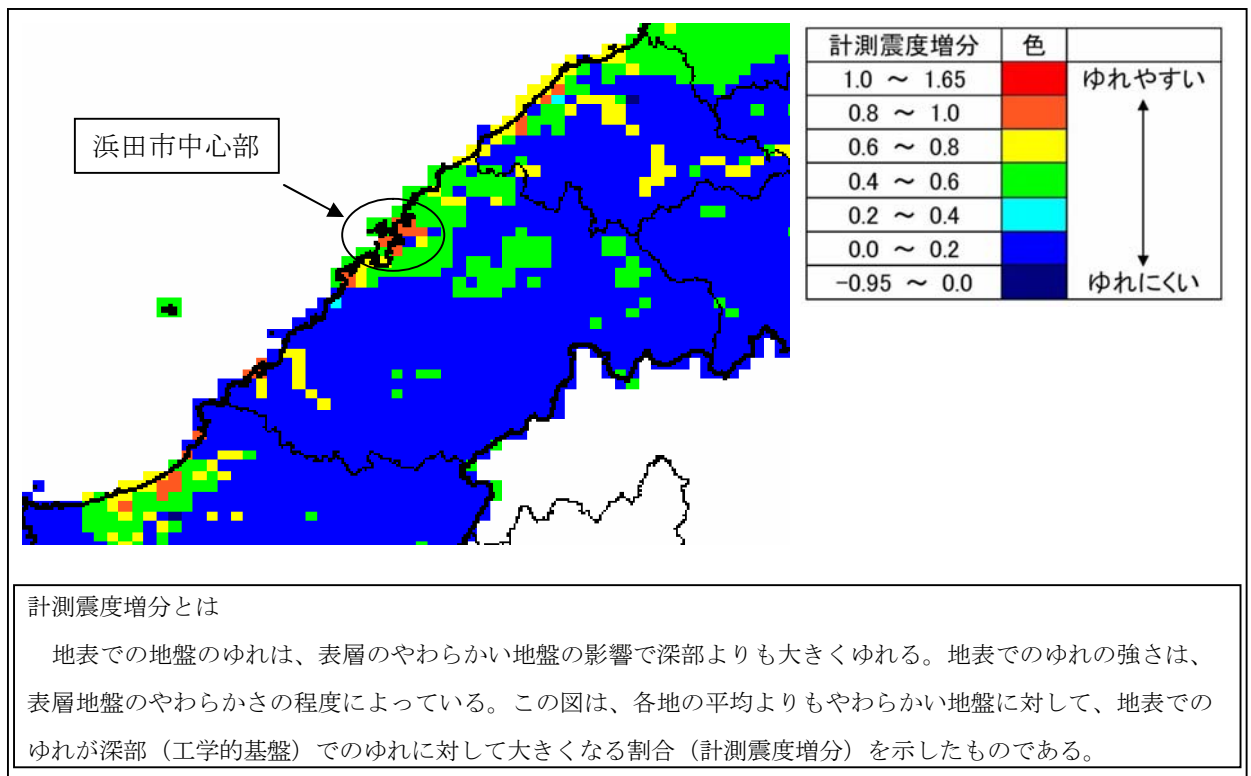
住宅・建築物の耐震化にあたり、建築物所有者等の意識向上を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図の作成が重要である。浜田市では、既存の防災マップに耐震改修を促進していく上で必要な事項について記載し、内容を充実させていく。

現在、公開されている地震のマップとして、県単位レベルであるが、内閣府より地震によるゆれやすさを想定した「表層ゆれやすさ全国マップ」(平成17年10月19日)が公表されている。

一般的に地震によるゆれの大きさは、地震の規模が大きいほど、また、震源から近いほど地震によるゆれは大きくなるが、地震の規模や震源からの距離が同じであっても地盤の固さによりゆれの強さは大きく異なる。

「表層ゆれやすさマップ」は上記の要因に基づき、1kmメッシュで表層地盤のゆれやすさを想定して作成されたものである。

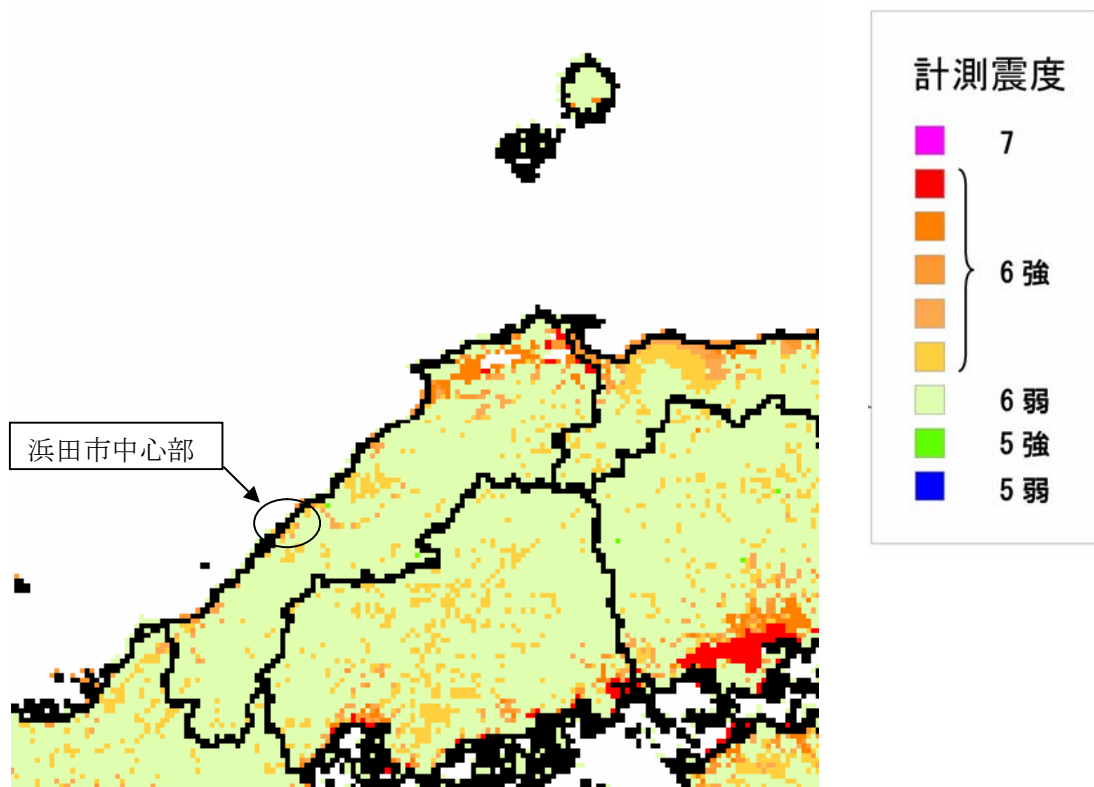
下図に浜田市付近を抜粋する。



出展：内閣府「地盤のゆれやすさ全国マップ」<http://www.bousai.go.jp> 参照

ゆれやすさマップによると、浜田市中心部がゆれやすい地域になっており、山間部にいくほど地盤が固くゆれにくい地域といえることが分かる。

一律にマグニチュード6.9の震源（震源上端深さ=4km）を想定した場合の計測震度についても内閣府より公表されている。下図によると浜田市付近は震度6弱から6強であることが分かる。

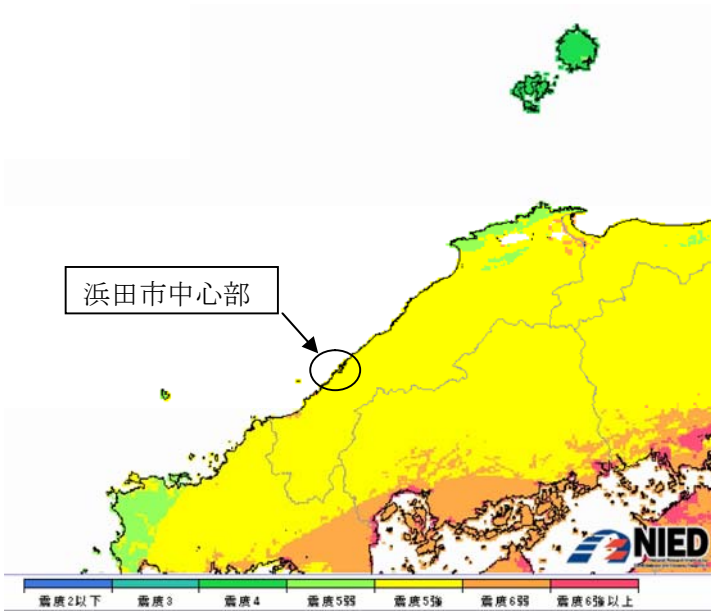
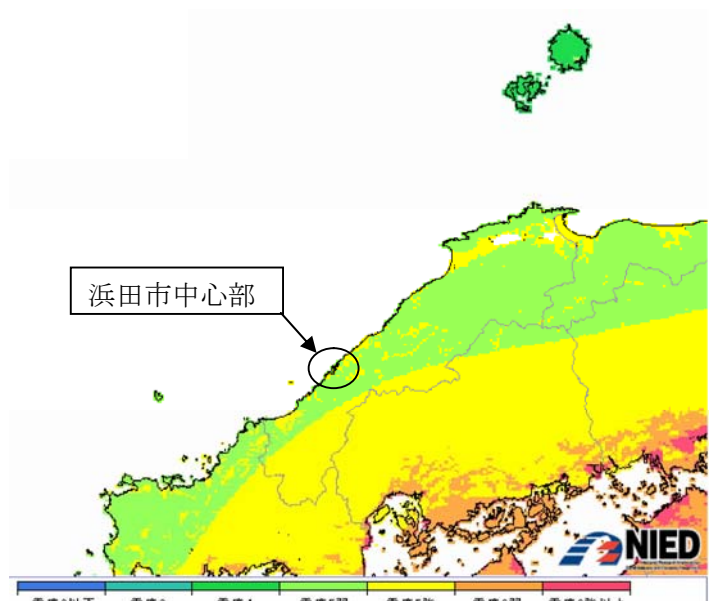


出展：内閣府「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」参照

【参考：地震ハザードステーション】

地震時のゆれを予測した地図は「ゆれやすさマップ」以外にもインターネット等で公開されている。その一例として、インターネットで調べることができる「全国を概観した地震予測図（地震ハザードステーション）」を以下に示す。

2つの図を比較してみると、想定している地震が違えば同じ場所でも揺れの大きさが変わってくるため、このような図を見る場合には、想定条件を踏まえてみる必要がある。

地震予測図	条件設定
 <p>この図は、全日本を対象とした地震ハザードステーションの予測図である。色で震度を表し、浜田市中心部が黄色（震度5弱）に示されている。震度スケールは、震度2以下、震度3、震度4、震度5弱、震度5強、震度6弱、震度6強以上と表示されている。</p>	<p>考慮する地震：すべての地震            期間：50年            条件：最大ケース            地図タイプ：                ：2%の確立で一定のゆれに見舞われる領域図            表示内容：地表の震度            基準日：2008年1月1日</p>
 <p>この図は、海溝型地震のみに限定した地震ハザードステーションの予測図である。色で震度を表し、浜田市中心部が黄色（震度5弱）に示されている。震度スケールは、震度2以下、震度3、震度4、震度5弱、震度5強、震度6弱、震度6強以上と表示されている。</p>	<p>考慮する地震：海溝型地震の全て            期間：50年            条件：最大ケース            地図タイプ：                ：2%の確立で一定のゆれに見舞われる領域図            表示内容：地表の震度            基準日：2008年1月1日</p>

条件設定の詳細については、(独)防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」  
<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>を参照

## (2) 相談体制の整備及び情報提供の充実

耐震改修など、住宅・建築物の耐震化についての相談に適切に対応するため、耐震相談窓口を設置する。それぞれの担当（課、電話番号）は次のとおりである。

### 市の相談窓口

担当課	担当係	担当内容	連絡先
建設部建築住宅課	建築係 指導係	・耐震診断や耐震改修の補助事業に関する事 ・建築物相談に関する事 等	TEL:0855-22-2612 内線:561 (建築係) 内線:562 (指導係)
総務部総務課	防災交通係	・地域防災計画に関する事 ・自治会等との連携に関する事 等	TEL:0855-22-2612 内線:340

## (3) パンフレットの作成・配布、講習会等の開催

耐震改修等を促進するため、以下の事業を実施していく。

### 1) 啓発用リーフレットや耐震改修事例集の活用

地震による被害の重大性や耐震診断を行うための問診票、安心できる住まいの提案等を掲載したリーフレットを相談窓口を設置していく。また必要に応じて有識者によるセミナーや、講習会を開催し、耐震診断・改修の必要性について住民に対して周知を図る。

### 2) 多数のものが利用する建築物等に対する普及・啓発

県と連携して行っていく。必要に応じて、耐震に関する講習会等の開催を検討する。

### (例) 島根県主催によるセミナー 平成19年度

講習会名称：耐震改修モデル設計による地域学習会

開催地区：松江地区、出雲地区、安来地区、浜田地区、津和野地区の5会場で開催  
浜田地区では・・・

対象地域：下府地区自主防災会 開催場所：下府公民館

第1回地域学習会：平成19年10月28日

第2回地域学習会：平成19年12月9日

内容：浜田地震について、救急法について、啓発用ビデオによる地震の恐ろしさの再認識、耐震に関する基礎的事項について、地震対策に今できること 等

#### (4) リフォームに伴う耐震改修の誘導策

リフォームや増改築は、耐震改修を実施する好機であり、これらの工事とあわせて耐震改修を行うことは、費用、工期の面からもより効果的である。

そのことを建築関係団体と連携して住民に対して紹介していくことにより、増改築やバリアフリー化等のリフォームに合わせて耐震改修を促していく。

#### (5) 自治会等との連携・取組支援策

地震対策の基本は、「自らの命は自ら守る」であるとともに、「自らの地域は自らで守る」ことであるので、自治会単位で地震についての対策を講じることが重要である。そのため、地域における住民間の連携や、日頃からの地震に対する住民意識などを備えておく必要があり、地域の自治会等と連携して対策を行っていく。

自治会等との連携活動として、地域防災スクール等の活用、地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災対策の啓発・普及を行い、また、地域全体での耐震化の促進や危険なブロック塀の改修・撤去・家具の転倒防止等を促していく。

市 : 自治会等に対する情報提供の支援、自治会等と協同による地域の点検、地域ごとの普及活動、自主防災組織の設立支援など

自治会等 : 住民同士の連携の強化、回覧板や掲示板等による情報の提供、防災訓練の実施など

#### (6) 防災教育の普及促進

小中学校での体育や理科、社会科など各教科を通じて、自然災害発生のメカニズムや、地域の自然災害や防災体制など基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、それを働かせることによって意思決定ができるように、地域防災スクール等を活用して防災学習を行っていく。また、学校の行事として具体的な場面を想定した避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく課外活動などとの連携を図るなど適切に行っていく。また、児童、生徒だけでなく、教職員に対しても研修会を開催するなどして防災教育の充実をしていく。

### 3-4. 所管行政庁との連携に関する事項

所管行政庁は、県計画に基づく特定建築物の耐震化に向けた取り組みとして、浜田市の所管分である木造住宅の耐震化進行管理システムの整備を目標とする。木造住宅の台帳を作成し、これを整備しながら随時最新の状態に更新を行っていく。

耐震化率算定のために、特定建築物の新築物件情報を把握する必要があり、耐震改修促進法に基づく特定建築物等報告書を定め、定期的に報告を求めていく。

### 3-5. その他耐震診断及び耐震改修促進に関する必要な施策

#### (1) 関係団体による協議会の設置・協議会における事業の概要

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の危険度判定が必要な場合は、市は県との連携により、必要な措置を講じていく。

また、災害救助法に規定する応急仮設住宅の建設が必要な場合には迅速に仮設住宅の建設を行うとともに、市営住宅等の公的賃貸住宅の空家住居の提供等を行っていく。

さらに、被災した住宅・建築物についての相談業務等、地震被災時においても、適切な対応を行っていく。

#### (2) 地震保険の加入促進

地震保険の世帯加入率は、低いものと推測される。地震が発生した場合には、倒壊した家屋を持つ被災者は多くの負債を抱えることになる場合が多く、自らの財産を保護するためには、地震保険への加入も有効な手段と考えられることから、県と連携し、広報などにより地震保険の促進に努めていく。

#### (3) 耐震診断・耐震改修マーク表示制度の普及

国土交通省指導の下、地方公共団体及び建築関係団体等などで構成する「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」は、平成20年2月13日に「耐震診断・耐震改修マーク表示制度」を創設し、運用を開始した。本制度は、昭和56年の新耐震基準施行前に着工された特定建築物が対象で、耐震診断や耐震改修で現行基準への適合が確認された場合、ロゴマークが記載されたプレートを交付している。プレートを用いてその旨を当該建築物等に表示し建築物利用者等に情報提供することにより、建築物所有者や管理者の耐震安全意識の向上を図るとともに、耐震改修を促進し、さらに地震発生時における建築物利用者等の的確な対応が可能となることから、当制度について民間特定建築物所有者に対して促していく。



#### (4) 住宅性能表示制度の活用促進

住宅性能表示制度は法律で基づく制度であり、外見や間取りではわからない住宅の性能を10項目の観点から専門家が判断する制度である。その中には、地震に対する強さの項目として柱や土台が地震などで倒壊しないか等、住宅の構造の安定度の評価や、火災に対しての家屋の耐

久性を評価する項目がある。

この制度を活用し建設住宅性能評価書を受けた住宅は、民間金融機関や公共団体の住宅ローンの優遇や、地震に対する強さの程度に応じた地震保険料の割引制度が活用できる。

市は、この制度の活用促進に向けて住宅関係団体によるもの、又は市報掲載などにより情報の提供をすることにより住民に対して促していく。

参考 Web ページ：<http://www.sumai-info.jp/seino/>